

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.10.0)	1.6-10	記載の適正化（記載表現統一） (旧) ほかに (新) 他に	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.10.0)	1.6-14, 27, 114, 118	記載適正化 フロントライン系故障時の対応手段及び設備のうち、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却について、以下の記載を追記 ・代替所内電気設備 第1.6.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順についても同様に修正を実施した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.10.0)	1.6-17, 30	記載適正化（記載表現統一） iii. 重大事故等対処設備と自主対策設備（下線部参照） (旧) ・・・非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。 (新) ・・・また、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.10.0)	1.6-55, 68	記載適正化（記載表現統一） (e) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイの手順着手の判断基準（下線部参照） (旧) 原子炉格納容器圧力が・・・確認できない場合において、海水の取水ができない場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。 (新) 原子炉格納容器圧力が・・・確認できない場合において、海水の取水ができないと判断し、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1.6-87	記載適正化（記載表現統一） (d) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイの手順着手の判断基準（下線部参照） (旧) 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合において、・・・ (新) 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合に、・・・	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1.6-91	誤記訂正及び記載の適正化 (e) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイの手順着手の判断基準（下線部参照） (旧) 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合及び格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内が冷却状態であることを原子炉格納容器圧力等で確認できない場合において、海水の取水ができない場合に、・・・・・・ (新) 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、代替格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイを代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量にて確認できない場合に、海水の取水ができないと判断し、・・・・・・	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1.6-101	記載の適正化（記載表現統一）（下線部参照） (旧) 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 (新) 室温は通常運転時と同程度である。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1.6-105	記載適正化（記載表現統一） (e) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイの手順着手の判断基準（下線部参照） (旧) 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、B-格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイをB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において、・・・・・・ (新) 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、B-格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉格納容器内へのスプレイをB-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、・・・・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-106	記載適正化（記載表現統一） (f) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイの手順着手の判断基準（下線部参照） (旧) 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、・・・・・・B-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において、海水の取水ができない場合 に、・・・・・・ (新) 炉心損傷を判断した場合 ^{*1} において、・・・・・・B-格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合において、海水の取水ができないと判断し、・・・・・・	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-111	誤記訂正（条文内整合）（下線部参照） 格納容器再循環サンプ水位（広域）100%時の原子炉格納容器内の総注水量について、本文と添付資料1. 6. 12で不整合があったことから、本文の誤記を修正した。 (旧) 格納容器再循環サンプ水位（広域）の上限である総注水量約2,300m ³ (新) 格納容器再循環サンプ水位（広域）の上限である総注水量約2,400m ³	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-117, 121	接続口設計変更の反映 格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、以下の関連する記載箇所を修正した。 ・第1.6.1表「対応手段、対処設備、手順書一覧」	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-145	第1.6.2表 重大事故等対処に係る監視計器（24/24） 記載の適正化（記載抜け） 重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手順（1）格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイに使用する監視計器を追記した。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-146	第1.6.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 記載の適正化 計装用電源の給電元母線を技術的能力1.14（添付資料1.14.15）に記載している技術的能力1.15の給電経路と整合を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.10.0)	1.6-172~176, 241~244	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.10.0)	1.6-173, 174, 176	誤記訂正（下線部参照） 【添付資料1.6.1】 （旧）「非常用取水設備」は「既設」 （新）「非常用取水設備」は「既設、新設」 「非常用取水設備」の「既設」と「新設」の内訳 既設：取水口，取水路，取水ピットスクリーン室，取水ピットポンプ室 新設：貯留堰	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.10.0)	1.6-185, 188, 191	記載適正化（記載表現統一） 添付資料1.6.6, 添付資料1.6.7, 添付資料1.6.8 可搬型ホースの敷設，可搬型大型送水ポンプ車等の設置の4. 作業の成立性（下線部参照） （旧） 可搬型大型送水ポンプ車は，車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは，ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから，容易に実施可能である。また，可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり，容易に接続可能である。 海水取水箇所 ^に 吊り下げて設置する水中ポンプは軽量なものであり人力で降下設置できる。 （新） 可搬型大型送水ポンプ車は，車両として移動可能な設計であり容易に移動できる。屋外 ^の 可搬型ホースの敷設は，ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから，容易に実施可能である。また，可搬型ホースの接続は [、] 汎用の結合金具であり，容易に実施可能である。 海水取水箇所 ^に 吊り下げて設置する水中ポンプは [、] 軽量なものであり人力で降下設置できる。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.10.0)	1.6-185	記載適正化（記載表現統一） 添付資料1.6.6 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ 【可搬型ホースの敷設，可搬型大型送水ポンプ車等の設置（水中ポンプの設置含む。）】の連絡手段に（下線部参照） （旧） 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも，無線連絡設備（携帯型），衛星電話設備（携帯型）を携帯しており，確実に中央制御室へ連絡可能である。 （新） 事故環境下において通常の連絡手段が使用不能となった場合でも，無線連絡設備（携帯型），衛星電話設備（携帯型）を携帯しており，確実に中央制御室へ連絡することが可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-203	脱字訂正（下線部参照） (旧) 格納容器水位計位置 (C/V内注水量約6100m ³) (新) 格納容器水位計位置 (C/V内注水量約6,100m ³) (旧) 炉心発熱有効長の中心高さ相当 (約4900m ³) (新) 炉心発熱有効長の中心高さ相当 (約4,900m ³)	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-208, 211～214, 219	添付資料1. 6. 11について、附番適正化を実施	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-209	記載適正化（条文間整合） 添付資料1. 6. 11について、以下のとおり記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) (b) 大破断LOCA時には・・・以下については考慮しない。 (新) (b) 大破断LOCA時には・・・ <u>上図</u> においては以下については考慮しないこととした。	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-232	マスキング範囲の見直し ・添付資料1. 6. 13 数値のマスキングを削除（下線部参照） (注水量約6,100m ³ (T. P. <u>20. 7m</u>))	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-232	脱字訂正（下線部参照） (旧) なお、格納容器水位により・・・ (新) なお、 <u>原子炉格納容器水位</u> により・・・	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 10. 0)	1. 6-239	記載適正化（記載表現統一） 添付資料1. 6. 14 代替格納容器スプレイにおける各注水手段の信頼性について（下線部参照） (旧) ……優先順位は次の通り (新) ……優先順位は次のとおり	